

令和6年度 いじめ防止基本方針

福井市啓蒙小学校

福井市啓蒙小学校 いじめ防止基本方針

【様式1】

平成26年4月1日 策定

令和6年4月1日 改定

前 文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命また身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、全ての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子供を育てる教育

めざす子供像

- ・互いの考えをしっかり聴き合える子
- ・自ら考え方主体的に活動し、人の話を素直に聞き入れて、正しく判断できる子
- ・人を思いやり、人とのかかわりを大切にできる子

○ほめて伸ばす教育を推進する

- ・児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いを認め、尊重し合おうとする人間力を高めます。

○人権教育を計画的に行う

- ・スクールプランの中に、人権教育の視点を正しく位置付け、それに基づいた人権教育全体計等を作るとともに、学年ごとの人権教育年間指導計画を作成して、計画的、組織的に人権教育を推進し、豊かな心を育みます。

○社会性を育成する豊かな体験活動を推進する

- ・集団宿泊体験、ボランティア活動、縦割り活動等の体験活動・交流活動を積極的に行うことにより、様々な人たちと良好な関係を築いていくこうとする態度を育てます。

○道徳教育の充実を図る

- ・道徳教育では、仲間と学び合う場を大切にするとともに、自らより良い生き方を考える場を充実させ、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心、認め合い学び合う心、感謝の心を育む指導を行います。
- ・場に応じたあいさつや周りの人との関わりの中において、お世話になったり、反対に迷惑をかけたりしたときに、自ら感謝や謝罪の言葉を言える子の育成に努めます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・自分は、児童の良い点やがんばっている点を認め、ほめている。
- ・自分は、お互いに認め合うあたたかな集団づくりに努めている。
- ・自分は、子供たちの悩みや相談に親身になって対応している。
- ・自分は、児童と向き合う時間がしっかり取れている。
- ・本校は、道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。

【児童】

- ・友達のよいところを認め、仲良くすることができる。
- ・何でも相談できる友達がいる。
- ・学校のことを家人によく話をしている。
- ・学校が楽しい。
- ・いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。
- ・道徳の時間には、いっしうけんめい考えている。

【保護者】

- ・我が子は、自分の思いや考えを大人や友達に伝えることができる。
- ・我が子は、他に対する思いやりや正義を大切にする心が育っている。
- ・子供のことで、気軽に学校に相談できる。
- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。
- ・学校は、PTA総会・懇談会等を通して、保護者に教育方針や教育内容を適切に伝えている。
- ・学校は、子供たち一人一人を大切にし、温かく指導している。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業研究・授業改善

全ての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○人間関係を深める温かい学校・学級づくり

「学校は、自分にとって、みんなにとって楽しく安心できる場である」ことを児童に意識させ、相手の立場や気持ちを考えながら行動できる態度を育てます。また、誰にでも公正公平な態度で接したり、その子なりのがんばりを認めたりすることができる温かい学校・学級づくりをめざします。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の視点に立ち、いじめへの対処方針や年間行動計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。また、教職員は普段から保護者や地域住民と積極的に交流し、良好な関係を築くように努めます。

○学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施など）にかかる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用について、「啓蒙小スマートルール」づくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情や行動をきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの視点を持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

○日記や連絡帳等のチェックの活用

日頃から児童が日々の生活を振り返って書く日記や連絡帳等を学級担任等が確認することにより、いじめ等の問題の早期発見に努めます。また、いじめやトラブル、児童からの報告等を記録し、職員会議や終礼等の場を活用するなどして、全ての教職員がいつでも共有できるようになります。

○アンケート等の実施

定期的に、児童や保護者に対して、いじめの実態調査や心のアンケート等を行い、いじめの問題の早期発見に努めます。また、休み時間の様子も丁寧に観察し、いじめにつながる危険性がないか、児童の生活の様子を見守ります。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩みを聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通じて、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域住民や関係団体との連携を深めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめの問題を特定の教職員で抱え込んだり、対応の必要性はないと個人で判断したりせず、まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめの事実が判明した場合には、速やかに家庭訪問等の手立てを行い、いじめを受けた、あるいは知らせた児童の心のケアを行い、安全確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や総合福祉相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認とともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（30日間を目安とする）があるときには、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止に関して指導の方策を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子供を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画

- ・記録の保存
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

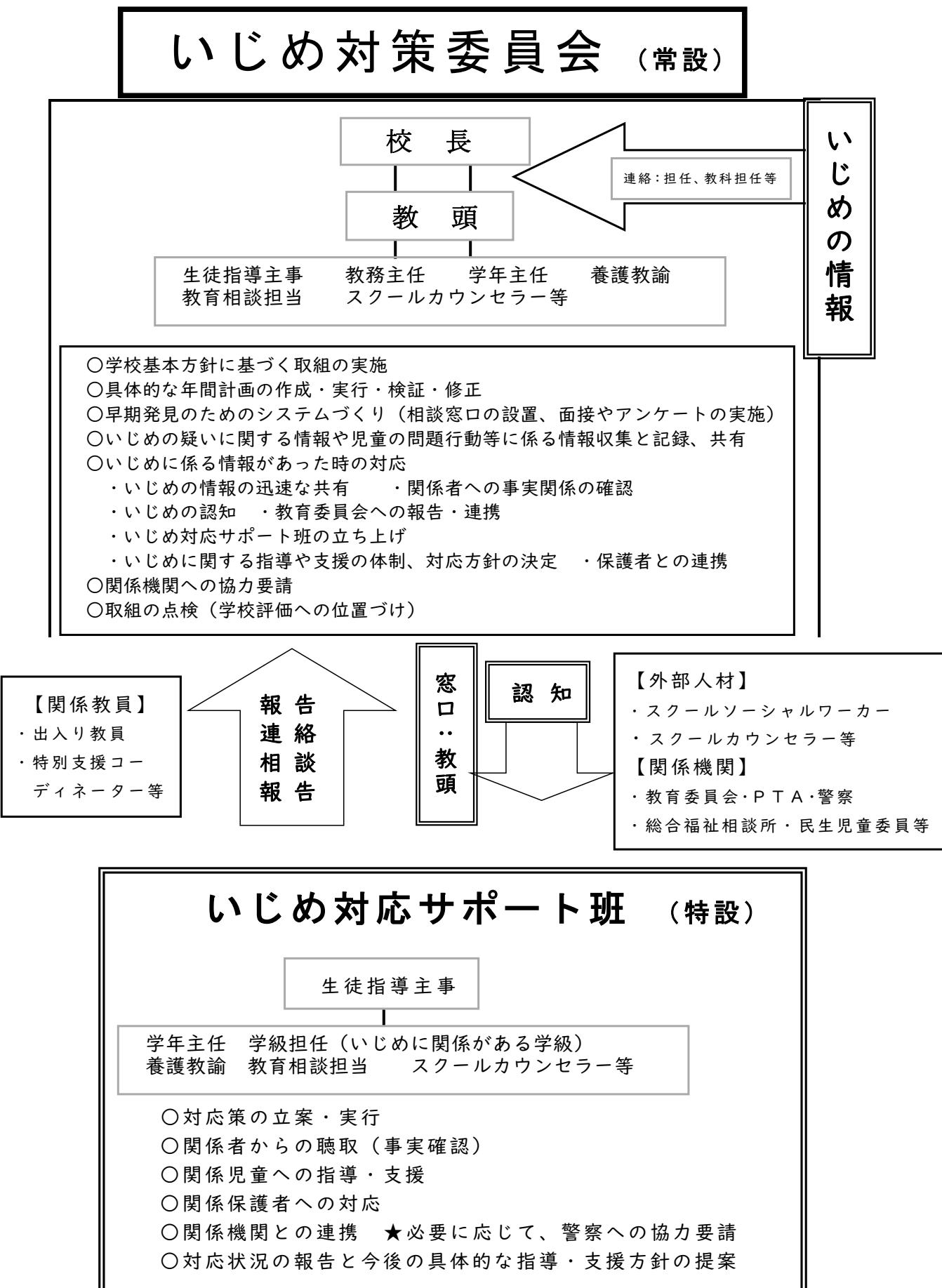
(構成員) 生徒指導主事、学年主任、学級担任（いじめに関係がある学級）、養護教諭、
教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談、報告
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家や、警察、児童相談所等の関係機関と連携

(3) 組織図

【様式 2】



5 いじめ対策の年間行動計画【4~6月】

【様式3】福井市啓蒙小学校

教員の働き等	児童の活動等						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA総会等 ・基本方針公表	・学級の目標 を決めよう	・学級の目標 を決めよう	・学級の目標 を決めよう	・学級の目標 を決めよう	・学級の目標 を決めよう	
	いじめアンケート調査 → 報告						
	・学級の係を 決めよう	・学級の係を 決めよう	・学級の係を 決めよう	・学級の係を 決めよう	・学級の係を 決めよう	・縦割り活動 の進め方	
	学校開放・授業公開・学級懇談						
5 月	いじめ対応 サポート班	縦割り班顔合わせ集会・町内子供会・絆づくりリーダー育成					
	いじめ対策委員会 ・アンケートや毎 日の振り返り表等 をもとに、定期的 に状況把握	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	
	動計画実施	動計画実施	動計画実施	動計画実施	動計画実施	運動会の目 標話し合い	
	いじめアンケート調査 → 報告						
6 月	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・特別支援教育 ・年間計画共通 理解	1・2年合同校外学習 (2年リーダー育成)	3年・4年校外学習それぞれの 学年での自主的活動設定				
	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー相談会						
	【地区運動会参加】居場所づくり・絆づくり						
	いじめアンケート調査 → 報告 教育相談週間 心のアンケート(個人面談)						
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況 把握 ・夏期休業前指導	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	
	授業研究 ・授業改善 ・学習ルール ・子供の居場所、 絆づくりを意 識した授業改 善に向けて授 業公開	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー相談会					
	学校開放 授業公開 提案授業						
	道徳授業 いじめユニットの実施						
連合音 楽会居 場所・絆づ くり							
全校縦割り遊び 居場所づくり・絆づくり							

【7～9月】

教員の働き等	児童の活動等					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	・学級目標を振り返ろう	・学級目標を振り返ろう	・学級目標を振り返ろう	・学級目標を振り返ろう	・学級目標を振り返ろう	・学級目標を振り返ろう
7 月	保護者会 ・情報意見収集・児童理解	いじめアンケート調査（取組評価アンケート①）→ 報告	・4月～7月までを振り返ろう	・4月～7月までを振り返ろう	・4月～7月までを振り返ろう	・4月～7月までを振り返ろう
	取組評価アンケート①分析 ・未然防止に生かす	町内子供会 リーダーの育成 居場所・絆づくり	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー相談会	保護者アンケート 個人懇談 家での状況把握		
8 月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析をもとにした振り返りと今後の計画作成 職員会議 ・重点事項確認	家庭読書 親子読書の推進	家庭訪問 ・休み中 日常の児童の様子の把握 ・学級や地域の児童の状況把握	親子奉仕作業 体験的な活動 親子の絆づくり		
9 月	情報発信 ・アンケート結果・今後の取組等	・学級の目標を見直そう	・学級の目標を見直そう	・学級の目標を見直そう	・学級の目標を見直そう	・学級の目標を見直そう
	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	いじめアンケート → 報告	・楽しい活動を計画しよう	・楽しい活動を計画しよう	・楽しい活動を計画しよう	・楽しい活動を計画しよう
		○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー相談会	【校内体育大会】縦割り活動種目設定 絆づくり 児童の自主的運営の場設定 居場所づくり			

【10～12月】

教員の働き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	いじめアンケート調査 → 報告					
10 月	児童理解研修 ・個人面談週間での情報共通理解	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い
	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー保護者相談会 1・2年合同校外学習(2年リーダ育成)						宿泊学習居場所・紹介
	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	いじめアンケート調査(取組評価アンケート②) 教育相談週間 心のアンケート(個人面談)					
11 月	他校種連携 ・他校種との連携強化 ・中学校との作品交流	【全校縦割り遊び】 縦割り班でのふれあい活動工夫の場設定 紹介 活動の中での役割分担・児童の自主的運営の場設定 居場所づくり					
	取組評価アンケート①分析 ・未然防止に生かす	家庭読書 親子読書の推進					
	授業研究	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー保護者相談会					
	保小連携接続 ・就学時健診 保護者ガイドンス	公開授業 提案授業 教育ウィーク					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い	・学級の問題の話し合い
	いじめアンケート調査 → 報告						
	人権週間の取組						
	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー相談会						
	保護者アンケート 個人懇談 家での状況把握						
	保護者会 ・情報意見収集・児童理解	・9月～12月までを振り返ろう	・9月～12月までを振り返ろう	・9月～12月までを振り返ろう	・9月～12月までを振り返ろう	・9月～12月までを振り返ろう	・9月～12月までを振り返ろう

【1～3月】

教員の働き等	児童の活動等										
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生					
1 月	いじめ対策委員会 ・これまでの振り返りと今後の取組について 職員会議 ・重点事項確認	・新年の目標 を決めよう	・新年の目標 を決めよう	・新年の目標 を決めよう	・新年の目標 を決めよう	・新年の目標 を決めよう					
	情報発信 ・アンケート結果・今後の取組等	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い	・学級の問題 の話し合い					
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	いじめアンケート調査 → 報告									
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ・計画見直し	○チャンス相談会 ○スクールカウンセラー相談会									
3 月	学校評価 ・児童、保護者 教員	いじめアンケート調査 → 報告									
	取組評価アンケート③分析 ・未然防止に生かす 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	学校開放 授業公開 なわとび大会 【全校縦割り遊び】 縄づくり・居場所づくり 5年リーダー育成 【6年生を送る会】 縦割り班でのふれあい活動工夫の場設定 縄づくり 活動の中での役割分担・児童の自主的運営の場設定 居場所づくり									
アンケート調査（取組評価③）											
・1年間の成長を見つめよう											

*いじめが起きた際には、「いじめサポート班」が対応